

仕 様 書

1 自動販売機の設置場所、貸付面積、台数等

施設名	設置場所	貸付面積	台数	種類
旧中村区役所	1階 共用スペース	2.00㎡ (幅2.00m×奥行1.00m)	1台	飲料水自動 販売機

※ 設置場所は別添の図面のとおり。

※ 貸付面積には、回収ボックス分を含む。

2 設置機器の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとし、10～12アンペア程度のものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (3) 電子マネーに対応した機種とすること。
- (4) 災害対応型自動販売機とすること。なお、商品の取出し方法は遠隔操作できる機種でなくてもよいとする。(災害対応型自動販売機とは、災害の発生時に、自動販売機内の商品が無料で取り出せるよう措置されたものをいう。)
- (5) 高齢者や児童、身体障害者などにも対応した機種とすること。

3 販売品目・価格等の条件

- (1) 設置した自動販売機の販売品目は、清涼飲料水、乳飲料など自動販売機で販売することが一般的な飲料とし、必ず缶、ペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、必ず事前に県と協議すること。
- (2) 設置した自動販売機では、酒類及びたばこの販売を行わないこと。
- (3) 商品の売上状況や季節などによって、販売品目を入れ替えたり、「温かいもの」と「冷たいもの」のバランスを調整するなど、購入者の需要に合うように適宜対応すること。

4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理、機器メンテナンスなど自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の消費期限には十分に注意し、品質管理・在庫管理を厳重に行うこと。
- (2) 自動販売機には、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクルを行うこと。
- (3) 販売品及び使用済み容器の搬入出の時間や経路等については、県の指示に従うこと。
- (4) 自動販売機の設置日時については、県と調整の上、決定すること。
- (5) 自動販売機の設置・維持管理等に当たっては、法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (6) 自動販売機の設置に当たっては、設置場所(据付面等)を十分に確認し、転倒や配線による事故等が起きないように安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全性の確認を行うこと。また、設置した自動販売機に起因する事故等については、設置事業者の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機には、本体の見やすい場所に連絡先を明記し、自動販売機の故障や問い合わせについては、全て設置事業者の責任において対応すること。

5 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を、次により県に報告すること。

(1) 売上状況

場 所	販売品目	販売数（本）	売上金額（円）
旧中村区役所 共用スペース			

※ 販売品目ごとに集計すること。

(2) 期限

区 分	報告期限
令和8年6月	令和8年7月13日
令和8年7月～9月	令和8年10月13日
令和8年10月～12月	令和9年1月12日
令和9年1月～3月	令和9年4月12日

6 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。